

相続

Souzoku tsushin

通信

2023
January

01



常陽経営

相続総合支援センター

〒973-8408 福島県いわき市内郷高坂町砂子田94番地
TEL 0246-27-9110 FAX 0246-27-9118
<https://www.joyokeiei.com/>

事業承継の最大の問題は、 後継者の決意と覚悟にある

事業承継の本当の問題は、後継者が決意と覚悟することができないことにあります。今回は経営者の相続対策である事業承継について解説いたします。

事業承継の 3つの方向性

経営者も人間（親）ですから、自分の子供に事業を継がせたいとするのが心情でしょう。

しかし、近年、子供が親の事業に興味を持たず、他分野でキャリア形成しようとし、後継者になろうとしないケースが増えてきています。

子供が承継しないことになった場合、次に考えるのは、身近で働いてこれまで企業を支えてくれた従業員ではないでしょうか。

しかし、その従業員が仕事で有能であっても経営者として能力があるかどうかはわかりません。

また、優良企業であれば、株式や事業用資産の買い取りに多額の資金が必要となるため、資金調達できないという問題が生じます。

そこで、最後の手段となるのが、第三者（同業他社）に承継してもらうことです。これは中小M&A と呼ばれる手法で、最近増加しています。

以上のように、事業承継の方向性は、①親族内承継、②従業員承継、③第三者承継（M&A）の3つとなります。

事業承継の 3つの側面

事業承継を考えるには、事業性の評価と経営者の人生及び財産の承継という3つの側面に着目しなければいけません。

最優先に考えることは、事業性の評価です。事業性の現状を評価し、事業の存続・成長を実現するには何が必要なのか考えなければいけません。

経営環境の変化が激しい時代、大幅な事業再構築が必要となるケースが増えてきています。

また、引退した後の現経営者の生活を考える一方で、経営者になるべきかどうか悩んでいる後継者の人生、生き方を考えなければいけません。

なぜなら、子どもは真っ直ぐに後継者になるというキャリアだけでなく、会社員として働く、自営業者になる、起業するという他のキャリア選択肢があるからです。

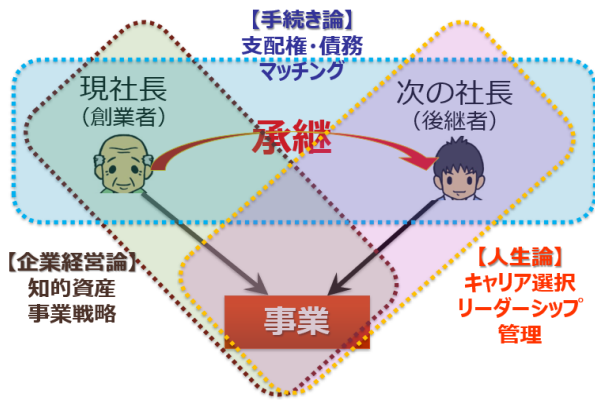
子どもの気持ちを理解し、その生き方の選択を促したうえで、社長交代という大きなイベントを実現しなければいけません。

そのうえで、現経営者の個人財産の移転の手続きやそれに伴う法律、税負担を考えるのです。

個人財産に占める自社株式の割合が大きくなり、遺産分割で争いが起きるケースが多く見られます。また、相続税負担の軽減を希望する経営者も多いようです。

そして、従業員や第三者への承継の場合は、株式の買取りという手続きや、M&A のマッチングの問題が生じます。

つまり、事業承継を進めるには、事業性評価の問題、経営者の人生の問題、財産の移転手続きの問題という3つの問題を解決しなければいけないのです。



対話によって後継者が 動き出すことが必要

一般的に、事業承継が進まない問題の原因が、事業承継に問題を発見しようと動き出す段階とその問題を解決する段階の2つに大別することができます。**問題発見の段階**では、現経営者は事業承継の必要性を認識していないか、多少は認識しているとしても何をすればよいかわからず悩んでいる状況です。ここで必要な解決策は、事業承継の必要性を認識するです。

つまり、現経営者が「引退するぞ」と決意し、後継者が「私が引き継いでやるぞ、よし、進めよう！」という心の状態に至ることなのです。

具体的な手段は、現経営者と後継者の『対話』です。『対話』の目的の一つは、現経営者の頭の中にある知的資産を後継者に伝達することです。

もう一つは、現在の事業について話すことによって事業性評価を行い、事業そのものの存続・成長のために何をすべきか考えることです。

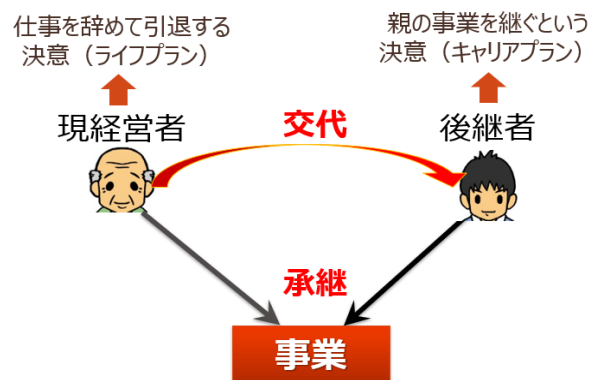
ここでよく問題となるのは、後継者が事業に魅力を感じることができず、承継しようとする意欲が湧いてこないケースです。このため、現経営者は後継者と対話を行い、自社の顧客関係、営業力、技術・ノウハウ、許認可といった競争力の源泉、他社との差別化要因となる目に見えにくい資産を言葉で伝える必要があります。後継者が現状を理解することができれば、自ら挑戦してみようという意欲が湧いてくるはずです。

また、現経営者から後継者に事業戦略を考えさせることも有効です。現経営者によって経営されてきた事業が行き詰まってしまったとき、それを再構築する役割を後継者が担うことになります。

低下した収益性を回復させること、新製品・サービスを開発すること、組織構造を再構築することなどが必要となります。いずれにしても、後継者が主体として事業戦略を立案し、事業承継を進めて行く必要があるのです。

このような対話を通じて、後継者が個人のキャリアプランの選択肢として、**親の事業を継いで経営者になるという決意を行い、覚悟を決めることができれば**事業承継は、ほとんど完了したようなものです。株式の贈与や相続は、先行して行って失敗してしまうと後戻りできないため、先に後継者の決意と覚悟が必要なのです。

その一方で、現経営者の人生キャリア選択の問題も解決しなければいけません。これは、現経営者が**社長という立場から引退して、老後の生活を始めようとする決意ができるかどうか**ということです。創業者によく見られるケースですが、起業して事業の成長を実現させた経営者のほとんどは、「仕事は何よりも大好き、仕事が人生そのもの」という人たちです。引退して仕事が無くなると、生きがいを喪失して、寂しさに耐えられなくなります。それゆえ、引退した後のセカンドライフを事前に見つけておくことが不可欠となるのです。



(公認会計士/税理士 岸田康雄著『相続生前対策パーフェクトガイド』
『富裕層のための相続税対策と資産運用』より日本ビズアップが編集)

相続放棄の手続きについて教えてください。

相続放棄の手続きは期限が短い上に、 手続き自体が複雑です。

相続放棄の期限は、相続の開始があったことが判明した日から 3 か月以内とされています。

初七日法要が終わったのちに準備に取り掛かる必要があります。

<相続放棄の簡単な流れ>

①相続放棄をするべきかの検討

債務者が亡くなった後に相続放棄をするべきかどうかを検討するには、債務の内容を確認する必要があります。特に借金や連帯保証といった負債を抱えている場合には、そのまま相続すると多大な借金や連帯保証を負う可能性があります。債務者の自宅に督促状が届いていないか、通帳から借金返済の痕跡が残っていないかなどを確認しましょう。被相続人のプラス・マイナスの遺産を棚卸した上で、相続放棄をするべきかどうかの判断を行います。基本的にマイナスの遺産がプラスの遺産を上回った場合相続放棄を行います。もしわからない場合には専門家に相続という検討をしてもいいでしょう。

②申述先の管轄家庭裁判所の確認

相続放棄を申述するには、被相続人の死亡時の住所を管轄する家庭裁判所で行います。

家庭裁判所は各県の本庁にあります。その他にも多数の支部・出張所があります。

被相続人の住所がどこの本庁・支部・出張所で管轄されているかを裁判所のホームページで確認して、手続きを行いましょう。

③相続放棄に必要な書類の準備

相続放棄をするにあたって必要な書類は、申述人が誰であっても必要な書類と、申述人によって必要な書類と分けられます。

④家庭裁判所へ相続放棄の申し立て

必要書類を揃えた後に相続放棄申述書を作成します。相続放棄申述書に必要な事項を記入し、管轄の家庭裁判所へ持参または郵送で提出します。郵送の場合は書留などの追跡できる郵送方法で提出しましょう。

⑤相続放棄申述受理通知書の受取

相続放棄申述書が家庭裁判所で受理された後に「相続放棄申述受理通知書」が届きます。

これは申述が完了した旨を通知するもので、受理されたことを証明できるわけではありませんので、相続放棄の申述が受理された家庭裁判所へ相続放棄申述受理証明書を取得する必要があります。

受理通知書に証明書交付の申請書が同封されているので、必要事項を記入して提出しましょう。

ただ、相続放棄申述書が家庭裁判所で受理される前に家庭裁判所より「照会書」が届く場合があります。

この照会書は相続放棄の内容について確認する内容なので、届いた場合には必要事項を記入の上裁判所へ提出しましょう。